

長岡しんきんからのお知らせ

法人向けインターネットバンキングの不正送金に関する補償について

1. 補償開始日

平成27年2月1日

2. 補償金額

上限1,000万円(1事故、1口座あたり)

3. 補償要件

お客様が、不正利用に気づかれてから直ちに当金庫へ通知が行われていること。
当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
当金庫に被害状況を説明し、調査に協力していること。

4. 補償対象とならない場合

以下に該当する場合は、補償対象となりません。

お客様による故意もしくは重大な過失、または法令違反による損害

お客様の家族、同居人または留守人使用人が自ら行いまたは加担した盗難による損害

お客様の顧客情報または端末機がお客様に到達する前に生じた顧客情報、もしくは端末機の盗難または紛失による損害

他人に強要されたインターネットバンキングの不正利用による損害

端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害

戦争・変乱または地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害

クレジットカード盗難保険普通保険約款に規定する保険金を支払わない場合に該当する損害

5. その他

下記に該当する場合は、補償対象外となることもございます。

当金庫の推奨するOS、ブラウザ以外でインターネットバンキングを使用した場合

OS、ブラウザが修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合

セキュリティ対策ソフトを導入していない場合や、導入していても最新の状態に更新されていない場合

電子証明書を導入していない場合

【被害に遭われた場合】

万が一、被害に遭われた場合は直ちに当金庫にご連絡ください。

長岡信用金庫 事務部システム課 TEL 0258-36-7371